

特殊な地すべり環境下で使用する観測装置の開発研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、“特殊な地すべり環境下で使用する観測装置の開発研究会”と称する。

(目的)

第2条 本会は、(独) 土木研究所、及び民間4社の共同研究「厳しい条件下での使用に耐えうる地すべり観測装置の開発」で開発された“振動デバイス”“IT 傾斜計”“音響センサ”“非接触距離計測システム”“大変位伸縮計”“転倒センサ”(以下、「本技術」という)の技術の向上及び普及の促進を通じて斜面保全・斜面防災に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本技術の普及および関連技術情報の収集
- (2) 本技術の地すべり地への適用と課題の抽出
- (3) 本技術の実施に関わる技術資料の整備
- (4) 本技術の改良に関わる技術開発
- (5) 本技術に関わる産業財産権の運営管理業務の支援
- (6) その他、本会の目的を達するために必要な事項

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、以下によって構成される。

- (1) 正会員；本会の目的および事業に賛同し、本技術を開発した法人及び実施権を有している法人
- (2) 準会員；本会の目的及び事業に賛同し、入会が認められた法人

(入退会)

第5条 本会に入会を希望するものは、以下の手続きをしなければならない。

- (1) 共同研究「厳しい条件下での使用に耐えうる地すべり観測装置の開発」に参加していたものは、入会申込書を事務局に提出するものとする。
- (2) 前項以外のものは、入会申込書を事務局に提出し、総会の承認を得なければならない。

2 会員が退会するときは、理由を付した退会届けを事前に会長に届け出なければならない。

(会員の義務)

第6条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 第3条の本会の事業の推進に努めるものとする。
- (2) 本会の活動を通じて知り得た秘密にすべき情報を会員以外の第三者に開示または漏洩してはならない。
- (3) 本技術に関わる事業を実施した場合は、その実績を業務終了後速やかに事務局に報告しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 1名

2 役員は、総会において選出する。

(役員の任期)

第8条 役員は、就任の日から2年間とする。但し、再任を妨げない。

2 任期途中で交代した役員は、前任者の任期満了の日までとする。

第4章 組織

(組織)

第9条 本会は、第2条の目的および第3条の事業を効率的に推進するために以下の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 技術企画委員会
- (3) 技術部会

2 総会は、正会員、準会員により構成される。

3 技術企画委員会は、本会の会員から総会で選出された委員長及び各技術部会員により構成される。

4 技術部会は、A部会(振動デバイス,IT 傾斜計)、B部会(音響センサ)、C部会(非接触距離計測システム,大変位伸縮計)、D部会(転倒センサ)の常設技術部会及び必要に応じて設ける部会により構成される。各部会には部会長を置く。

第5章 会議

(総会)

第10条 総会は、定時総会と臨時総会とし、次の事項を議決する。

- (1) 第3条に定める事業の計画、予算、及び決算に関する事項
- (2) 本会則の変更に関する事項

- (3) 会員の入会の承認に関する事項
- (4) その他、会長が必要と認める事項
- 2 総会は、会長が召集し、定時総会は毎年度期のはじめの適切な時期に、臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、総会構成員の過半数以上の参加をもって成立し、議決は出席者の過半数で決する。

(技術企画委員会)

第11条 技術企画委員会は、次の事項の審議、および活動を行う。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 技術部会全体の運営に関する事項
- (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 技術企画委員会は、委員長が必要と認めたときに召集し開催する。

(技術部会)

第12条 各技術部会は、第3条の事業に対してそれぞれの技術に応じた活動を個別に行うものとする。

- 2 技術部会は、部会長が必要と認めたときに召集し開催する。

第6章 事務局

(事務局)

第13条 本会は、以下の事務を執行するため坂田電機（株）に事務局を置く。

- (1) 本会の運営に関する事項
- (2) 技術資料の管理
- (3) 本会の会計処理に関する事項
- (4) その他、必要な事項

第7章 会費

(会費)

第14条 本会の運営資金は、入会金、年会費をもって賄うものとする。但し、総会の議決により必要があるとされた場合は、臨時会費を徴収することができる。

- 2 会員は、別途細則に定める入会金及び年会費を納入する。

第8章 会計

(会計)

第15条 事務局は、会計年度毎に収支予算書を作成し、定時総会で承認を得ることとする。

- 2 事務局では、会計年度毎に決算書を作成し、監事の監査を受けるとともに、定

時総会で承認を得ることとする。

第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第9章 その他

(解散・実施会則・施行)

第17条 本会は、総会において会員の3分の2以上の同意をもって解散することができる。

第18条 本会則に記載ない事項については、総会の議決を経て、これを定める。

第19条 本会則は、平成21年6月22日から施行する。